

令和8年第3回飛騨市議会定例会議事日程

令和8年7月2日(木) 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案 第46号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
第3	議案 第47号	財産の譲渡について(旧医師住宅及び旧看護師住宅)
第4	議案 第48号	飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
第5	議案 第49号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
第6	議案 第50号	飛騨市スポーツ施設条例及び飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
第7	議案 第51号	飛騨市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
第8	議案 第52号	令和8年度飛騨市一般会計補正予算(補正第1号)
第9	議案 第53号	令和8年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第1号)
第10	発議 第3号	飛騨市議会基本条例の一部を改正する条例について
第11	発議 第4号	飛騨市議会議員政治倫理条例について
第12	発議 第5号	飛騨市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について
第13	発議 第6号	飛騨市議会議員政治倫理行為規範の廃止について
第14	発議 第7号	飛騨市議会政治倫理審査会規程を廃止する訓令について
第15	意見 第1号	特別児童扶養手当及び障害児福祉手当の所得制限撤廃を求める意見書

令和8年第3回飛騨市議会定例会議事日程

令和8年7月2日(木) 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事	件	名
------	------	---	---	---

第16	意見 第2号	OTC類似薬の追加負担を行わないことを求める意見書		
-----	--------	---------------------------	--	--

○出席議員（13名）

1 番	佐 中	藤 田	克 利	成 昭
2 番	小 笠	原 上	美 保	子 廣
3 番	水 上	吹	雅 豊	孝 要
4 番	森 井	端	浩 史	二 朗
6 番	澤 住	田 川	清 文	美 博
7 番	前 野	村 山	勝 恵	憲 子
8 番	籠 高	原	美 邦	子
9 番				
10 番				
11 番				
12 番				
13 番				
14 番				

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都 藤	竹 井	淳 弘	也 史
副市長	下 岡	出 田	尚 浩	弘 和
教育長	森 畑	田 上	雄 一	郎 さ
理事兼総務部長	大 洞	上 口	あ 雅	人 之
理事兼商工観光部長	柚 横	原 山	廣 徹	守 和
企画部長	谷 堀	口 上	裕 正	樹 一
市民福祉部長	之 堀	田 藤	亮 丈	郎 樹
農林部長	佐 田	中 田	二 直	也 昭
教育委員会事務局長	土		義 治	
基盤整備部長				
環境水道部長				
会計管理者				
消防長				
病院事務局長				
建築管財部長				
財政課長				

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	砂 島	田 中	健 太	郎 み
書記			み な	

（ 開会 午前10時00分 ）

◆開会

◎議長（澤史朗）

皆さんおはようございます。本日の出席議員は全員であります。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（澤史朗）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、6番、上ヶ吹議員、7番、森議員を指名します。

◆日程第2 議案第46号 飛驒市税条例の一部を改正する条例について

から

日程第6 議案第50号 飛驒市スポーツ施設条例及び飛驒市使用料徴収条例の一部を改正する条例について

◎議長（澤史朗）

日程第2、議案第46号、飛驒市税条例の一部を改正する条例についてから、日程第6、議案第50号、飛驒市スポーツ施設条例及び飛驒市使用料徴収条例の一部を改正する条例についてまでの5案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題とします。

これら5案件は総務常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

（「議長」との声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（澤史朗）

高原総務常任委員長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔総務常任委員長 高原邦子 登壇〕

●総務常任委員長（高原邦子）

それでは、総務常任委員会に付託されました議案第46号から議案第50号までの5案件につきまして、審査の概要並びに結果について報告いたします。

去る6月29日午前10時より、委員会室において審査を行いました。

初めに、議案第46号について申し上げます。本案は、地方税法等の一部を改正する法律により、地方税法が改正されたことに加えて、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、当該条例における市民税、固定資産税に関する規定について所要の改正を行うものであります。

質疑の内容について御報告いたします。「特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例に係る適用期限の延長について説明してほしい。」との質疑があり、「O T C 医薬品購入費に係る医療費控除の特例措置を恒久化し、その他の医療品購入に係る医療費控除について

は、特例期間を5年間延長するものであり、令和8年度分の確定申告までが対象となっていたが、それ以後、延長・継続するもの。」との答弁がありました。

次に、議案第47号について申し上げます。本案は、旧医師住宅及び旧看護師住宅売却に係るプロポーザル審査の結果により決定したため、財産の譲渡について議決を求めるものでした。質疑はありませんでした。

次に、議案第48号について申し上げます。本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の公布に伴い、所要の改正を行うものであります。

質疑の内容について御報告いたします。「この基準額が妥当か。また、市民から要望があるのか。」との質疑があり、「人事院規則に準じており、社会情勢に対応して定期的に改正されるもので、全国一律で改正を行うものである。」との答弁がありました。

次に、議案第49号について申し上げます。本案は、地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令の公布により、地方自治法の一部を改正する法律の一部が施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

質疑の内容について御報告いたします。「特定歳入等の収納に関する規定が設けられたとはどういうことか。」との質疑があり、「地方税以外の首長が指定する交付金の収納事務を地方共同機構に行わせるための規定が整備されたもので、市の公金の収納手段が1つ増えたということである。」との答弁がありました。

次に、議案第50号について申し上げます。本案は、旭ヶ丘プールの廃止及び飛驒市学校開放施設にプールの使用料を追加するための改正であります。

質疑の内容について御報告いたします。「神岡小学校プールは夏季休業期間の8月25日まで開放できるのか。」との質疑があり、「神岡小学校プールについて、夏休み期間である8月25日まで開放できるよう準備を進めている。」との答弁がありました。

当委員会に付託されましたこれらの案件については、いずれも討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔総務常任委員長 高原邦子 着席〕

◎議長（澤史朗）

報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、これら5案件につきましては討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより一括して採決をします。議案第46号から議案第50号までの5案件について、委員長の報告は可決であります。これら5案件を委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、これら5案件は委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第7 議案第51号 飛騨市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

◎議長（澤史朗）

日程第7、議案第51号、飛騨市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第51号については産業常任委員会に審査を付託してありますので、産業常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

〔産業常任委員長 森要 登壇〕

●産業常任委員長（森要）

それでは、産業常任委員会に付託されました議案第51号につきまして、審査の概要並びに結果についての報告をいたします。

去る6月29日午後1時より、委員会室において審査を行いました。

議案第51号について申し上げます。本案は、地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令の公布により、地方自治法の一部を改正する法律の一部が施行されることに伴う所要の改正及び錯誤に伴う改正を行うものであります。質疑はありませんでした。

当委員会に付託されましたこれらの案件については、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔産業常任委員長 森要 着席〕

◎議長（澤史朗）

報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論と採決に入ります。議案第51号については討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより採決します。議案第51号に対する委員長の報告は可決です。議案第51号について、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第8 議案第52号 令和8年度飛騨市一般会計補正予算（補正第1号）及び

日程第9 議案第53号 令和8年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第1号）

◎議長（澤史朗）

日程第8、議案第52号、令和8年度飛騨市一般会計補正予算（補正第1号）及び、日程第9、議案第53号、令和8年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第1号）の2案件につ

きましては、会議規則第35条の規定により一括して議題とします。

これら2案件は、予算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の審査結果報告書のとおり原案を可決すべきものとしております。予算特別委員会の審査の経過及び結果の報告につきましては、議員全員で構成する予算特別委員会でありましたので、会議規則第39条第3項の規定により省略することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、これら2案件に係る委員長報告は省略します。

これより討論に入りますが、これら2案件につきましては討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決をします。議案第52号及び議案第53号の2案件について、委員長の報告は可決であります。これら2案件を委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、これら2案件は委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第10 発議第3号 飛騨市議会基本条例の一部を改正する条例について

◎議長（澤史朗）

日程第10、発議第3号、飛騨市議会基本条例の一部を改正する条例についてを議題とします。説明を求めます。

〔議会改革等調査特別委員長 前川文博 登壇〕

●議会改革等調査特別委員長（前川文博）

発議第3号、飛騨市議会基本条例の一部を改正する条例について。飛騨市議会基本条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和8年7月2日提出。飛騨市議会、議会改革等調査特別委員会、委員長、前川文博。

提案理由です。議会改革等調査特別委員会による基本条例の見直しによる改正です。

5ページの要旨を御覧ください。制定改廃の根拠等ですけれども、令和7年12月に設置された議会改革等調査特別委員会では、全ての議会活動の基本となる議会基本条例が、平成27年の一部改正以降見直しがされていないことから、最重要事項として議会基本条例の見直し作業を行いました。制定時からの時勢の変化等により現状に合わなくなっている点について規定を改正するものです。

条例の概要ですが、改正の趣旨は、議会改革等調査特別委員会による見直しを反映させるため。改正の内容は、第9条及び第16条から第18条、見直しによる字句の修正。第22条、削除とする。第24条、字句の修正及び第2項、第3項の追加。第24条の2及び第24条の3を削る。

施行日は公布の日です。以上です。

〔議会改革等調査特別委員長 前川文博 着席〕

◎議長（澤史朗）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決をします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◆日程第11 発議第4号 飛騨市議会議員政治倫理条例について

◎議長（澤史朗）

日程第11、発議第4号、飛騨市議会議員政治倫理条例についてを議題とします。説明を求めます。

〔議会改革等調査特別委員長 前川文博 登壇〕

●議会改革等調査特別委員長（前川文博）

発議第4号、飛騨市議会議員政治倫理条例について。飛騨市議会政治倫理条例の制定について、飛騨市議会会議規則第14条の規定により提出する。令和8年7月2日提出。飛騨市議会、議会改革等調査特別委員会、委員長、前川文博。

提案理由です。政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の資質向上及び誠実かつ公正な職務遂行を確かなものとし、もって飛騨市議会基本条例の趣旨の実現に寄与するためです。

9ページ、要旨を御覧ください。制定改廃の根拠等ですけれども、飛騨市議会会議規則第14条の規定によります、市議会独自の制定です。

条例の概要です。制定の背景などは、議会改革等調査特別委員会において、議会基本条例の見直しを行う中で、飛騨市議会議員政治倫理規範及び飛騨市議会政治倫理審査会規程を整理統合し、条例に格上げすることを決定しました。特別委員会で作成した原案について委員以外の全議員の意見聴取を実施し、原案を委員会発議によって令和8年6月議会に上程することを委員会で議決いたしました。

制定の概要です。第3条、議員が守るべき政治倫理基準13項目を規定。第4条、宣誓書の提出の義務づけを規定。第5条から第20条、政治倫理審査会に関する手続きを規定。第21条、同条例施行規程への委任を規定いたしました。

市民への影響ですけれども、第9条におきまして、市民にも審査請求権があることを規定しております。

施行の日は公布の日です。

なお、この条例が施行された場合、飛騨市議会議員政治倫理規範及び飛騨市議会政治倫理審査会規程は、別途に廃止の手続きを行います。以上でございます。

〔議会改革等調査特別委員長 前川文博 着席〕

◎議長（澤史朗）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決をします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◆日程第12 発議第5号 飛騨市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

◎議長（澤史朗）

日程第12、発議第5号、飛騨市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。説明を求めます。

〔議会改革等調査特別委員長 前川文博 登壇〕

●議会改革等調査特別委員長（前川文博）

発議第5号、飛騨市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について。飛騨市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和8年7月2日提出。飛騨市議会、議会改革等調査特別委員会、委員長、前川文博。

提案の理由です。政務活動費の年間交付上限額の見直し及び補欠選挙時等の対応の追加のための改正です。

5ページの要旨を御覧ください。制定改廃の根拠等ですけれども、政務活動費の額は平成25年に制定後、改定されておらず、近年の物価上昇によって、政務活動費の対象となる様々な費用も上昇していることから、政務活動費が実質目減りしており、市議会議員の調査研究その他の活動の充実を図るため、額を引き上げるものです。また、現行規定には補欠選挙で当選した議員に対する交付等が想定されていないことから、当該規定を追加するものです。

条例の概要です。改正の趣旨は、議員1人当たりの年間交付限度額を12万円から24万円に引き上げます。ただし、令和8年度は経過措置として18万円といたします。補欠選挙によって、当選した議員に対して交付する規定を追加いたします。

改正の内容です。第1条、これは令和8年10月1日施行となります。条例第3条第1項の年額12万円を年額18万円に改め、同条第2項に補欠当選した議員に対する交付、同条第3項に年度途中で任期が到来する場合の交付、同条第4項に年度途中で議員でなくなった場合の交付の規定を

それぞれ追加いたします。

第2条、これは令和9年4月1日施行です。条例第3条第1項の年額18万円を年額24万円に改め、同条第2項から第4項までの月当たり1万5,000円を2万円に改めるものです。

市民への影響等ですが、市民の代表である市議会議員の調査研究その他の活動の充実が図られるものと思われます。

施行の日は先ほど申しましたが、第1条は令和8年10月1日、第2条は令和9年4月1日です。以上です。

〔議会改革等調査特別委員長 前川文博 着席〕

◎議長（澤史朗）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決をします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◆日程第13 発議第6号 飛騨市議会議員政治倫理行為規範の廃止について

◎議長（澤史朗）

日程第13、発議第6号、飛騨市議会議員政治倫理行為規範の廃止についてを議題とします。説明を求めます。

〔議会改革等調査特別委員長 前川文博 登壇〕

●議会改革等調査特別委員長（前川文博）

発議第6号、飛騨市議会議員政治倫理行為規範の廃止について。平成25年3月21日に議決した飛騨市議会議員政治倫理行為規範（平成25年発議第4号）は、令和8年7月2日発議第4号飛騨市議会議員政治倫理条例の公布の日に廃止する。令和8年7月2日提出。飛騨市議会、議会改革等調査特別委員会、委員長、前川文博。

提案の理由です。飛騨市議会議員政治倫理条例の制定に伴う廃止です。以上です。

〔議会改革等調査特別委員長 前川文博 着席〕

◎議長（澤史朗）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決をします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◆日程第14 発議第7号 飛騨市議会政治倫理審査会規程を廃止する訓令について

◎議長（澤史朗）

日程第14、発議第7号、飛騨市議会政治倫理審査会規程を廃止する訓令についてを議題とします。説明を求めます。

〔議会改革等調査特別委員長 前川文博 登壇〕

●議会改革等調査特別委員長（前川文博）

発議第7号、飛騨市議会政治倫理審査会規程を廃止する訓令について。飛騨市議会政治倫理審査会規程（平成25年飛騨市議会訓令第3号）を廃止する訓令を次のとおり制定する。令和8年7月2日提出。飛騨市議会、議会改革等調査特別委員会、委員長、前川文博。

提案の理由です。飛騨市議会議員政治倫理条例の制定に伴う廃止になります。訓令につきましては、次ページに記載のとおりですので御覧ください。以上です。

〔議会改革等調査特別委員長 前川文博 着席〕

◎議長（澤史朗）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決をします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◆日程第15 意見第1号 特別児童扶養手当及び障害児福祉手当の所得制限撤廃を求める意見書

◎議長（澤史朗）

日程第15、意見第1号、特別児童扶養手当及び障害児福祉手当の所得制限撤廃を求める意見書を議題といたします。本案については、総務常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

〔総務常任委員長 高原邦子 登壇〕

●総務常任委員会（高原邦子）

それでは、総務常任委員会に付託されました意見第1号、特別児童扶養手当及び障害児福祉手当の所得制限撤廃を求める意見書につきまして、審査の概要並びに結果について報告いたします。

去る6月29日午前10時より、委員会室において審査を行いました。本案は、6月16日に水上議員から提出された意見書について審議を行うものであります。審議の内容について御報告いたします。提出者の水上議員より文言修正の要望があり、該当箇所の修正を行いました。

当委員会に付託されました意見第1号については、討論はなく、全会一致で修正案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔総務常任委員長 高原邦子 着席〕

◎議長（澤史朗）

報告が終わりました。修正案についてはお手元に配付のとおりであります。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決をします。意見第1号は、修正案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、意見第1号は修正案のとおり可決されました。

◆日程第16 意見第2号 OTC類似薬の追加負担を行わないことを求める意見書

◎議長（澤史朗）

日程第16、意見第2号、OTC類似薬の追加負担を行わないことを求める意見書を議題といたします。本案について説明を求めます。

〔総務常任委員長 高原邦子 登壇〕

●総務常任委員長（高原邦子）

意見第2号、OTC類似薬の追加負担を行わないことを求める意見書。

上記事件について、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。令和8年7月2日提出。提出者、総務常任委員会委員長、高原邦子。

ＯＴＣ類似薬の追加負担に関する改正健康保険法が、2026年5月29日に国会で成立した。これにより市販薬と同じ成分の77成分1,000品目の処方薬について、患者に通常の窓口負担とは別の追加料金を支払わせる新制度が導入される。

その対象とは、解熱鎮痛剤、抗アレルギー薬、皮膚疾患に用いられる保湿剤など、日常的かつ継続的に使用される薬剤で、これらの薬剤は、花粉症、慢性的な痛み、皮膚疾患などに対し、市民の生活の質を維持するうえで重要な役割を果たしている。

政府は改正の理由を、市販薬を利用している人との公平性や、現役世代の保険料負担の軽減としている。しかし改正による現役世代の保険料軽減効果はわずか月額33円、一方患者の窓口負担は1.5倍となる。

追加負担の導入は、必要な受診や服薬を控える要因となり、症状の悪化や重症化を招く恐れがある。とくに高齢者が多く医療機関への移動にも負担が生じやすい地域においては、わずかな負担増であっても受診控えにつながり、結果として入院や介護の必要性が高まれば、医療費や介護費の更なる増加を招くことになりかねない。

さらに今回の改正は、一部の薬剤費の問題にとどまらず、保険診療の中に通常の自己負担とは別の保険外負担を持ち込むもので、今後その対象が他の薬剤、検査、治療などへ拡大されれば、必要な医療を経済的理由で受けられない人を増やし、国民皆保険制度の理念を損なうことが懸念される。

医療費の適正化は重要な課題である。しかし、それは必要な医療へのアクセスを妨げる形ではなく、重症化予防、服薬管理、重複処方の見直し、地域における健康づくりの推進など、国民の健康を守る方向で行われるべきである。

よって、いま厚生労働省は2027年3月の実施に向け準備を進めているが、すべての国民が必要な医療を安心して受けることができるよう、政府においては、ＯＴＣ類似薬をふくむ医療用医薬品の追加負担を導入しないよう、強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。提出先、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長。説明は以上です。

〔総務常任委員長 高原邦子 着席〕

◎議長（澤史朗）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっておりまして意見第2号につきましては、委員会提出の議案でありますので、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決をします。意見第2号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、意見第2号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全て終了しました。ここで市長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

△市長（都竹淳也）

それでは定例会の閉会にあたりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。今議会、6月16日から17日間、一般会計等の補正予算をはじめといたしまして条例改正など、多数の案件につきまして慎重かつ活発な御審議を賜り、多数の御意見を賜りました。また、全ての議案につきまして御決定を賜り、誠にありがとうございました。本会議並びに各委員会を通じて議員の皆様方から頂きました数々の御指摘・御意見につきましては、これまで同様にしっかりと整理し、そしてまた受け止めさせていただきまして、今後の市政運営に反映させてまいります。

本格的な夏が目前に迫っております。議員各位におかれましては御自愛をいただきまして、引き続きの御指導賜りますようお願い申し上げます。また、例年この時期、大雨による土砂崩れ、河川の増水等発生しやすい時期になっております。市といたしましても気象情報を注視の上、万全の防災対策に努めてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

◎議長（澤史朗）

以上で市長の発言を終わります

閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。17日間にわたる本定例会、議員の皆様、そして執行部の皆様の御協力の下、滞りなく終えることができたことを感謝申し上げます。今ほど市長も申されましたけれども、まだ梅雨の時期でございます。梅雨前線の位置、そして台風等が今年は早く発生しているようでございます。そういったことでいつこの地にも災害が起きるか分かりません。皆さんそれぞれ自分を守り、御家族を守ることが第一優先だと思いますので、それぞれ気をつけて楽しい夏が迎えられますようお祈り申し上げます。本定例会、どうも皆様ありがとうございました。

◆閉会

◎議長（澤史朗）

それでは本日の会議を閉じ、6月16日から17日間にわたりました令和8年第3回飛騨市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（ 閉会 午前10時38分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長 澤 史朗

飛騨市議会議員（6番） 上ヶ吹 豊孝

飛騨市議会議員（7番） 森 要